

長崎労働局発表

平成30年2月8日(木)

厚生労働省長崎労働局

職業安定部職業対策課

職業対策課長 濱村 和久

地方障害者雇用担当官 田中 信二

電話 095-801-0042(内線445)

## 「精神障害者雇用促進キャンペーン」を実施します！

長崎労働局(局長 小玉 剛)は、本年4月から障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加され法定雇用率が引き上げられることに伴い、精神障害者の更なる雇用促進と職場定着を推進するため、本年2月・3月を「精神障害者雇用促進キャンペーン」と定め、以下の取組を行います。

### 1 地域の経済団体等への要請・周知

労働局の幹部及びハローワークの幹部等が地域の経済団体等を訪問し、精神障害者の積極的な雇用の要請等を行います。

### 2 事業主への要請・周知

ハローワークの幹部等が事業所を訪問し、精神障害者の雇用の積極的な検討の要請等を行います。

#### 【1, 2の要請・周知の内容】

精神障害者の積極的な雇用の要請

法定雇用率等の算定の際の精神障害者である短時間労働者のカウント方法変更の周知

精神障害者の雇用にイメージを持ってない事業主に対する雇用事例の周知

精神障害者の雇用推進のための各種支援策の周知

### 3 労働局の幹部による事業所訪問

労働局の幹部が地域で精神障害者を積極的に雇用し活躍の場を提供している事業所を訪問し、その取組内容やノウハウなどの好事例を収集します。

また、労働局及びハローワークでは、精神障害者の雇用促進のため、以下の取組を実施しています。

#### 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、精神・発達障害者の職場における応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)となっていただくための講座を実施しています。

#### 精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業

ハローワーク長崎管内において、精神科医療機関と協定を締結し、就職準備から職場定着まで一貫した支援を実施しています。

[「障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります」はこちらへ](#)(厚生労働省ホームページ)